



特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に 関する法律の一部を改正する法律について

令和5年2月
環境省

1. 外来生物法改正のねらい・ポイントP.2
2. ヒアリ対策の強化.....P.3
3. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備・・P.4
4. アカミミガメ・アメリカザリガニの規制適用除外の概要・・・・P.5
5. 各主体による防除の円滑化.....P. 6
6. 改正外来生物法に係るスケジュール（予定）P. 7

1. 外来生物法改正のねらい・ポイント

下記の取組により、外来生物対策を一層強化・推進し、**安全・安心な国民生活と生態系保全等の推進**を実現

- (1) **国内への侵入防止**のために**緊急に対処が必要な外来生物**（**ヒアリ類**を指定）の対策のための検査体制等の強化
- (2) 既に広く飼育され、野外の個体数も多い外来生物（**アメリカザリガニ**や**アカミミガメ**）に対応する規定の整備
- (3) 国と地方公共団体による防除の円滑化による**防除体制の強化**

1. ヒアリ対策の強化

輸入された物品等に付着して**ヒアリ**が国内に侵入する事例が**近年増加**

「**定着しそうなギリギリの段階**」であり、**対策の強化が急務**



特定外来生物全般に対する**規制権限**（立入権限や輸入品等の検査対象）を**拡充**

発見し次第、**緊急の対処が必要なもの**については「**要緊急対処特定外来生物**」(*)として政令で指定し、**より強い規制権限**（通関後の検査や移動の禁止等）**がかかる枠組みを創設**

※国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼす**ヒアリ類**を指定

2. アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

広く飼育(*)されており、現行法の規制を適用すると、かえって生態系等への被害が拡大するおそれ

当分の間、種ごとに政令で定める**一部の規制（輸入、販売、放出等）のみを適用**することを可能に



規制対象外の例

- ・個人の販売目的でない飼育
- ・個人間の無償譲渡 等

※アメリカザリガニ：約65万世帯/約540万匹、アカミミガメ：約110万世帯/約160万匹が飼育されていると推計

3. 各主体による防除の円滑化

地方公共団体においても外来生物の防除のノウハウが蓄積されてきている一方で、現行法上は国のみが主な防除主体とされている。

国、都道府県、市町村（特別区を含む。）、事業者及び国民に関する責務規定を創設

都道府県による迅速な防除を可能とするため、現行法では必要とされている**国への確認手続を不要に**

2. ヒアリ対策の強化

特定外来生物全般に対する**規制権限を拡充**するとともに、**発見し次第、緊急の対処が必要なもの**については「**要緊急対処特定外来生物**」(※)として政令で指定し、**より強い規制権限がかかる枠組みを創設**する。(※国内に侵入・拡散すると著しい被害を及ぼす**ヒアリ類**を令和5年4月1日から規制)

水 際

--通 関--

内 国

＜特定外来生物全般に対する既存権限の拡充＞

■ 立入権限の拡充

- 従来：防除のためのみ
- 拡充：**生息調査**のための立入りも可能に



ヒアリの生息調査

■ 輸入品等の検査対象の拡充

- 従来：輸入品・コンテナ等のみ
- 拡充：ヒアリ類が存在しているおそれのある**土地・施設（倉庫、車両等）**も対象に。これにより**消毒・廃棄命令**の対象も拡充。

■ 通関後の検査等

要緊急対処特定外来生物が存在している蓋然性が高い物品、土地、施設等については、**通関後**も、**検査や消毒・廃棄命令等**が可能に

＜要緊急対処特定外来生物に対する権限の創設＞

■ 移動の禁止

検査対象がヒアリ類か否かを特定（**同定**）している間も、対象物品、車両等を**移動禁止**可能に

■ 指針の策定

関係事業者の**取組促進の指針**を策定し、それに定める事項に関する報告徴収、勧告、命令等が可能に

※ 立入権限は国・地方公共団体の権限、その他は国の権限

3, アメリカザリガニやアカミミガメ対策のための規制手法の整備

特定外来生物の取扱いに関する特例（改正後の法附則第5条）

我が国における生息又は生育の状況、飼養等の状況に鑑み、飼養等、輸入、譲渡し等、放出等の規制を適用することによりかえって生態系等に係る被害の防止に支障が生じるおそれがある特定外来生物については、当分の間、政令で特定外来生物の種類を指定して、必要な条件を付して一部の規制を適用除外にすることができる。

現行

- 特定外来生物の飼養等、輸入、譲渡し等、放出等は原則禁止
- 飼養等や譲渡し等には許可が必要
→アメリカザリガニやアカミミガメを特定外来生物に指定すると、飼育中の個体が大量放出されるおそれ

改正後

- 特定外来生物に指定しつつ、政令を定めることにより一部の規制の適用除外が可能に（通称：条件付特定外来生物）

政令での規定概要

輸入/放出/販売又は頒布を目的とした飼養等/販売・購入又は頒布に当たる譲渡し等
に限り規制

＜この特例に基づく政令によるアカミミガメ・アメリカザリガニの規制の概要＞



捕獲



飼育

※販売・頒布を目的としないもの。逃がさないように飼育



輸入



放出



販売・頒布・購入

4.アカミミガメ・アメリカザリガニの規制の概要



	飼養等※1		輸入	譲渡し等※7		放出
	※1 飼養、栽培、保管又は運搬を指す。			※7 譲渡し、譲受け、引渡し、引受けを指す。		
特定外来生物 (適用除外なし)	× (許可者※2のみ○。飼養等基準を満たすことが必要) ※2許可の目的は、学術研究、展示、教育、生業の維持等の目的に限る。生業の維持目的での許可は指定前から営まれていた業活動に限られる。愛がん・鑑賞目的での許可は指定前から飼養等されていた個体に限られる。		× (許可者※2のみ○)	× (許可者※2間で許可の数量の範囲内ならば○※8) ※8愛がん目的での許可者が譲受ける場合は除く。		× (許可者※12のみ○) ※12許可の目的は、防除の推進に資する学術研究の目的に限る。
条件付特定外来生物 (通称) ※アカミミガメ・アメリカザリガニ	販売・頒布※3の目的	その他の目的	× (許可者※6のみ○) ※6 許可の目的について、※2に加え、指定後に国内で飼養等を始めた個体・海外で指定前から飼っていた個体の愛がん・観賞目的を含める。	販売・購入・頒布	その他の目的※11	× (許可者※12のみ○) 違反時の罰則 ・3年以下の懲役 ・300万円以下の罰金
	× (許可者※2・4のみ○。飼養等基準を満たすことが必要) ※3商業的目的での繁殖を行う場合は、生きていない状態での販売・頒布を含む。 ※4やむを得ず飼えなくなった個体の新しい飼い主探しのための頒布は事前届出で可能	○ (許可不要。ただし、業として行う場合※5は飼養等基準を遵守する場合に限る) ※5 ある者の同種の行為の反復的継続的遂行が、社会通念上、事業の遂行と見ることができ程度のものである場合を指す(水族館、学校等での飼養等を想定)。		× (許可者※2間で許可の数量の範囲内ならば○※4・8～10) ※9卸売業者が水族館、学校等に販売するケース等を想定。 ※10 飼育動物の生き餌にするためのアメリカザリガニの購入は事前届出で可能	○ ※11頒布に当たらない無償での譲渡し等を想定。	
該当条項	法第4条、施行令附則第2条第1・2項、施行規則第2・3条		法第7条	法第8条、施行令附則第2条第3項、施行規則第2・3・11条		法第9条

※ 外来生物法に基づく防除に係る捕獲等や放出等に伴う場合又は省令で定める場合は上記の限りではない。

5. 各主体による防除の円滑化

責務規定の新設

【第2条関係】第2条の2から第2条の5まで

国の責務：

- ・総合的な施策の策定及び実施
- ・地方公共団体の施策の支援、事業者、国民又は民間団体の活動促進

- ・**未定着又は局地的に分布する**
特定外来生物の被害・まん延防止
- ・**生物多様性の確保上重要な**
地域での生態系被害防止

都道府県の責務

- ・被害の発生状況等の実情に応じた、我が国に**定着した特定外来生物**の被害防止

市町村の責務

- ・被害の発生状況等の実情に応じた、我が国に**定着した特定外来生物**の被害防止に**努める**

事業者及び国民の責務

- ・外来生物に関する知識と理解を深め、適切に取り扱うように努める
- ・国及び地方公共団体の施策に協力する
- ・物品の輸入、輸送又は保管を請け負わせる者は、請け負った者が外来生物法を遵守できるよう配慮

国、都道府県、市町村、事業者、民間団体その他関係者は、相互に連携協力に努める

防除規定の見直し

【第2条関係】第3章

◆ 都道府県による防除

- 必要があると認めるときは、単独で又は共同して、防除を行うものとする
- 防除を行うときは、**国の確認手続を不要に（独自に防除の内容等を公示することにより外来生物法に基づく防除として実施可能）**

※都道府県から環境省へ通知/環境省ウェブサイトに一元的に掲載/当該ページに都道府県ウェブサイトからリンクを張ること等をもって都道府県による公示とすることを想定（必ずしも各都道府県で公報等に掲載いただく必要がないように省令で規定予定）

◆ 市町村による防除

- 従前どおり確認手続が必要。ただし、**都道府県と共同でその防除の一部を行う場合、都道府県の公示において市町村名を明示すれば、個別の確認手続は不要に。**

※改正法の施行前に確認を受けた防除については、その期間内であれば、改正法施行後も経過措置として確認は有効（改めて都道府県が公示し直したり、市町村が確認を受け直す必要はない。施行前に国が公示した防除、地方公共団体以外の者で国の認定を受けた防除も同様。）

6. 改正外来生物法に係るスケジュール（予定）

令和4年	
5月18日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第42号）公布
7月1日	改正法第1条関係（特定外来生物全般の規制権限の拡充） 施行
9月20日	特定外来生物被害防止基本方針 中央環境審議会答申を踏まえ閣議決定
9月～10月	地方公共団体に向けた改正法の説明会
11月22日	ヒアリ類の要緊急特定外来生物への指定に係る政令、施行期日令の公布
令和5年	
1月20日	アメリカザリガニ等の一部規制を適用除外する特定外来生物への指定に係る政令公布
2月27日	改正施行規則の公布
春頃	各種基準や対処指針に係る省令・告示の制定等
4月1日	改正法第2条関係（改正法全面施行）、改正政令（ヒアリ類指定関連箇所）、改正施行規則（アメリカザリガニ等関係以外） 施行
6月1日	改正政令・改正施行規則（アメリカザリガニ等関連） 施行